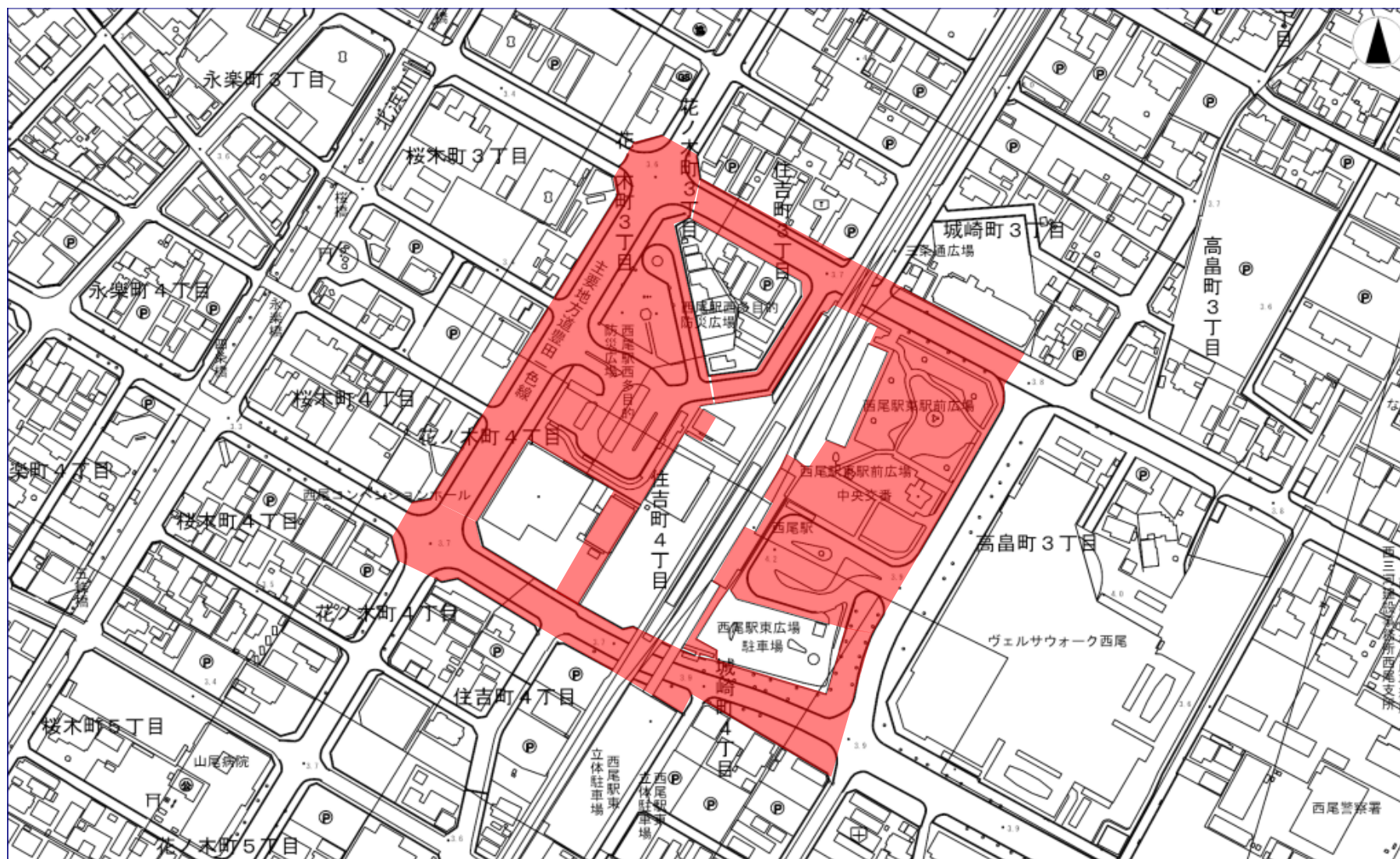
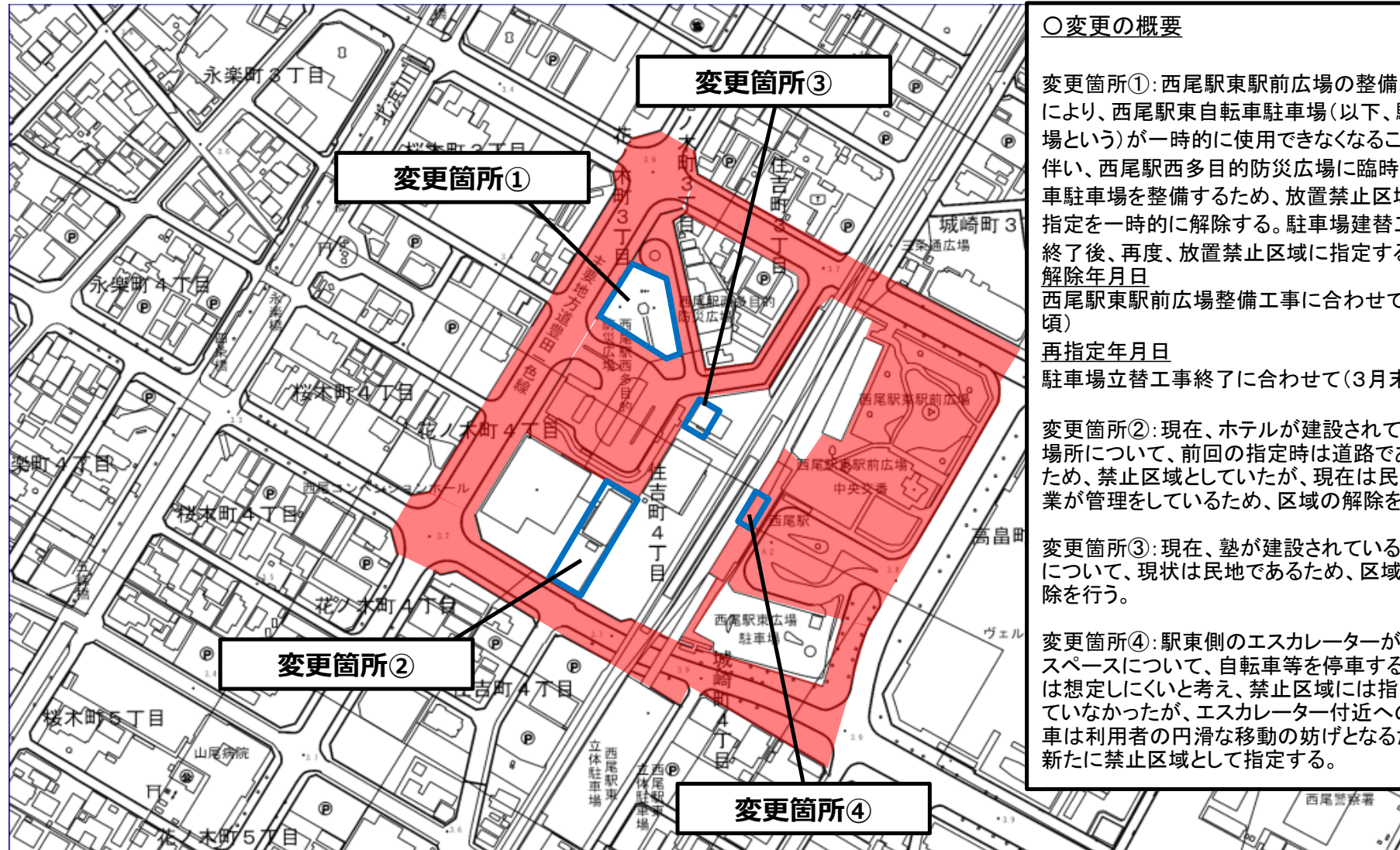


自転車等放置禁止区域(現状)



自転車等放置禁止区域(変更案)



○変更の概要

変更箇所①: 西尾駅東駅前広場の整備工事により、西尾駅東自転車駐車場(以下、駐車場という)が一時的に使用できなくなることに伴い、西尾駅西多目的防災広場に臨時自転車駐車場を整備するため、放置禁止区域の指定を一時的に解除する。駐車場建替工事了後、再度、放置禁止区域に指定する。

解除年月日

西尾駅東駅前広場整備工事に合わせて(9月頃)

再指定年月日

駐車場立替工事了後に合わせて(3月末頃)

変更箇所②: 現在、ホテルが建設されている場所について、前回の指定時は道路であったため、禁止区域としていたが、現在は民間企業が管理をしているため、区域の解除を行う。

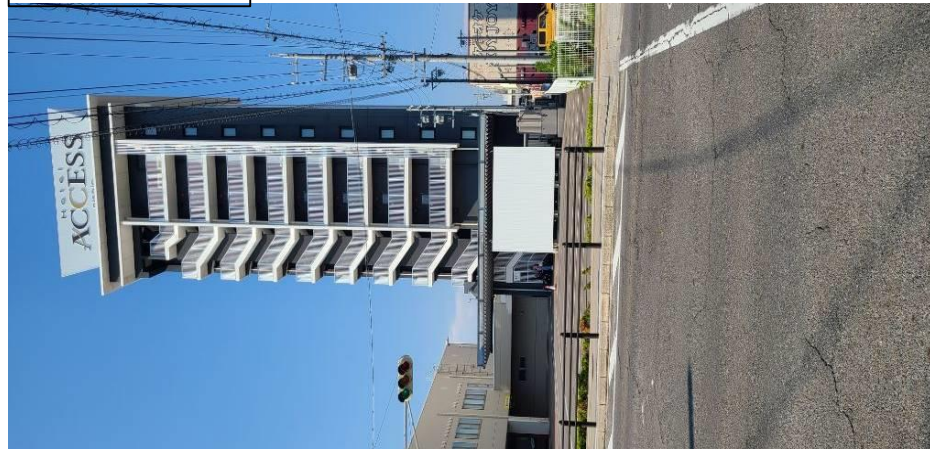
変更箇所③: 現在、塾が建設されている場所について、現状は民地であるため、区域の解除を行う。

変更箇所④: 駅東側のエスカレーターがあるスペースについて、自転車等を停車することは想定しにくいと考え、禁止区域には指定していなかったが、エスカレーター付近への駐車は利用者の円滑な移動の妨げとなるため、新たに禁止区域として指定する。

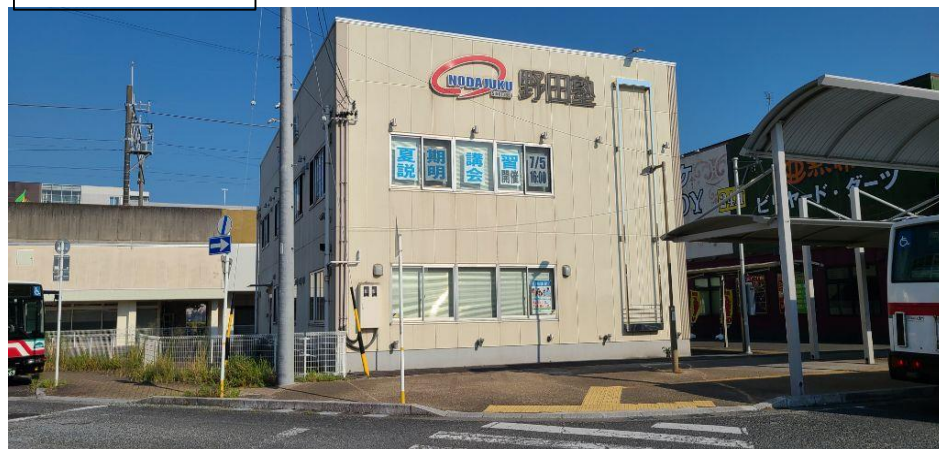
変更箇所①



変更箇所②



変更箇所③



変更箇所④

